

パブリックコメント手続制度に基づき 市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメント手続とは市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見などの提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。今回は、次の計画案への意見を募集します。

①刈谷市下水道ビジョン(案)、刈谷市下水道事業経営戦略(案)への意見募集

「刈谷市下水道ビジョン」は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水被害の防除の役割を担う、重要なライフラインである下水道において、現在の下水道事業が抱えている、職員の減少や施設の老朽化などの課題を踏まえ、下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくために、今後の下水道事業が進むべき方向性を示すものです。「刈谷市下水道事業経営戦略」は、「刈谷市下水道ビジョン」に掲げた施策などを実現するための経営の基本方針を示すものです。

問 下水道課 (☎62-1029、✉ gesuidou@city.kariya.lg.jp、FAX 23-2087) ID 1011584

②刈谷市自転車活用推進計画(案)への意見募集

「刈谷市自転車活用推進計画」は、自転車活用推進法に基づき作成するもので、自転車活用の推進を図るため、自転車通行空間の整備、健康増進・観光振興などを通じた自転車利用の促進、自転車の安全利用に関する取組について定めるものです。

問 都市交通課 (☎95-0004、✉ tokou@city.kariya.lg.jp、FAX 23-9331) ID 1011588

共通

◆意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する人、本計画に利害関係を有する人

◆計画案の閲覧場所

市HP、市役所情報コーナー、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター(ひまわり)、一ツ木福祉センター、①は下水道課、②は都市交通課

◆意見提出

11月15日(火)から12月14日(木)までに、①計画名、②住所、③勤務先または学校名(市外の人のみ)、④氏名(フリガナ)、⑤連絡先、⑥計画に対する意見(様式自由)を郵送、メール、FAXまたは直接、各担当課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

◆意見への対応

本計画策定に向けての参考とさせていただきます。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

障害を理由とした差別をなくすために

問 福祉総務課 (☎62-1208、FAX 24-3481) ID 1003668

障害者差別解消法は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めることで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作ることを目指す法律です。これまで努力義務だった民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務化され、公布(令和3年6月4日)から3年以内に施行されます。あなたのちょっとした配慮で助かる人がいます。この機会に考えてみましょう。

不当な差別的取扱いとは？	合理的配慮の提供とは？
正当な理由なく、障害を理由に差別することです。 <例> ・障害を理由に入店を断る ・障害のある人を無視して、介助者や付添人のみに話しかける ・学校の受験や入学を拒否する ・障害者向けの物件はないと言って拒否する	社会の中にあるバリアを取り除くために私たちにできる配慮やサポートです。 <例> ・手話、筆談 ・施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助をする